平成29年６月12日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
日本食品化工株式会社
（証券コード：2892）
取締役社長　鈴 木　　慎 一 郎

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ平成29年６月27日（火）午後５時30分までに当社に到着するようご送付いただきたく、お願い申しあげます。

敬　具

記

日　　時　平成29年６月28日（水）午前10時
場　　所　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ガラス棟４階　「G409会議室」
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください）

会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第96期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第５号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

議決権の行使についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場にご提出ください。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、当社ホームページ（http://www.nisshoku.co.jp）に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.nisshoku.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎当日当社役職員は、夏期の節電対策の一環として、軽装（クールビズ）でご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。

添付書類

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、緩やかな回復基調にあるものの、新興国や資源国の景気減速、英国のＥＵ離脱や米国新政権の政策動向の不透明感をはじめとした海外経済の不確実性の高まりや為替相場の乱高下等により、国内景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

原料とうもろこしのシカゴ相場は、期初350セント／ブッシェル台で始まり、米国の新穀作付後の高温乾燥懸念や南米の天候不順による減産から６月には430セント／ブッシェル台まで値を上げましたが、米国において生育に適した天候となり、過去最高の生産量が予測されたことから８月には300セント／ブッシェル台まで値を下げました。その後は米国の好調な輸出やエタノール需要の増加予測等から値を上げ、期末時点では360セント／ブッシェル台となりました。

また、原油相場は、期初36ドル／バレル台で始まり、ナイジェリアやリビア情勢の緊迫化等から６月には50ドル／バレル台まで値を上げましたが、英国のＥＵ離脱に伴う欧州経済の先行き不透明感からの原油需要減少やリビアの輸出再開による原油在庫の増加から８月には39ドル／バレル台まで値を下げました。その後、ＯＰＥＣが８年ぶりに減産に合意したことやＯＰＥＣ非加盟国も減産に合意したことから54ドル／バレルまで値を上げましたが、シェール増産による米国原油在庫増加から値を下げ、期末時点では50ドル／バレル台となりました。

一方、米国から日本までの穀物海上運賃は、期初40ドル／トン近辺で始まりましたが、中国向け鉄鋼原料の荷動き増加や米国及び南米穀物の堅調な荷動きから値を上げ、期末時点では45ドル／トン台となりました。

為替相場は、期初113円／ドル台で始まりましたが、日銀追加金融緩和や米国早期利上げの観測が後退したことや英国のＥＵ離脱に伴うリスク回避から円高が進行し、７月には101円／ドル台となりました。その後、米国の利上げ観測が再燃したことや日銀の金融政策への期待感から108円／ドル台となったものの、米国の利上げペースが緩やかになるとの見方から102円台まで円高が進行しました。しかし、11月の米国大統領選後は政策に対する期待感や、12月の米国での利上げ実施とその後の利上げ観測などを背景に119円／ドル台となったものの、３月に公表された米国予算方針では目新しい材料は示されなかったこと等から、期末時点では113円／ドル台となりました。

このような状況のもと、当社グループは生産効率の改善、製品在庫水準の適正化及び各種コスト削減を継続的に取り組むとともに、前期に引き続き付加価値製品の拡販に注力しました。

販売面につきましては、糖化製品の販売は、９月の長雨と大型台風の影響を受けたものの、５月の大型連休の好天や夏場の猛暑とその後の残暑により、清涼飲料向けをはじめとした飲料向け糖化製品の出荷が好調に推移したことから、販売数量は増加しました。一方、澱粉製品につきましては、製菓向け及び加工食品向け澱粉製品の出荷が堅調に推移しましたが、製紙向け澱粉製品の取引先における事業見直しの影響等により、販売数量は減少となりました。

収益面につきましては、企業間競争の激化及び原材料相場の低下等により販売単価は下落し減収となりましたが、上半期に原料及び燃料価格が低位で推移したこと等により増益となりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は505億９千万円と前年同期比47億５千万円（8.6％）の減収となりましたが、営業利益は20億２千万円と前年同期比12億２千万円（153.4％）の増益、経常利益は25億６千万円と前年同期比15億３千万円（150.0％）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は19億７千万円と前年同期比12億４千万円（168.6％）の増益となりました。

次に、各部門の販売状況は以下のとおりであります。

(澱粉部門)

澱粉部門は、製紙向け製品の販売数量の減少や販売単価の下落により、売上高は140億２千万円と前年同期比７億円（4.8％）の減収となりました。

(糖化品部門)

糖化品部門は、９月初旬までの猛暑と訪日観光客の増加に起因すると見られる需要増により販売数量は増加したものの、販売単価の下落により、売上高は295億円と前年同期比29億８千万円（9.2％）の減収となりました。

(ファインケミカル部門)

ファインケミカル部門は、医薬品向け糖化製品の販売数量の増加により、売上高は18億５千万円と前年同期比５千万円（3.0％）の増収となりました。

(副産物部門)

副産物部門は、販売数量は小幅な減少に留まりましたが、輸入飼料の価格下落の影響により販売単価が下落し、売上高は52億１千万円と前年同期比11億２千万円（17.8％）の減収となりました。

⑵　対処すべき課題

新興国や資源国の景気減速や米国新政権の政策動向等により、わが国の経済の先行きは不透明な状況で推移していくものと予想されます。

一方、当社を取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少という構造的な問題から製品の需要に対し供給力が相対的に上回る状況が継続し、販売単価の下落が続くことが予想されます。さらに当社の主力製品である異性化糖が天候の影響を受けやすい需要構造であることや、健康志向の高まりによる甘味離れの影響等により、経営環境は極めて厳しい状況が見込まれます。

このような厳しい状況に対応するため、当社グループでは2016～2018年度を実行期間とする中期経営計画に掲げる各種施策を着実に遂行し、経営目標の達成に努めてまいります。

なお、次期の見通しといたしましては、単体ベースでの売上高476億円、営業利益10億５千万円、経常利益13億円、当期純利益９億５千万円を見込んでおります。

【中期経営計画】

当社グループの中期経営計画の概要は次のとおりです。

＜定性目標＞

①機能性のある製品の提供・市場開拓を継続的に進め、付加価値製品を基幹事業の一つとすることで、コモディティ製品への依存体質からの脱却を目指します。

②製品品質を重視し、安全・安心な製品を安定的に、かつ競争力のある価格で提供することにより、お客様の期待と信頼に応えます。

③社員が自身と会社の成長を実感できる職場環境を整備し、誇りを持って明るく仕事に取り組むことによりステークホルダーの幸せを実現します。

＜定量目標＞

単体ベースでの売上高経常利益率を2018年度までに３％以上、配当性向35％の堅持を目指します。

＜具体的施策＞

①生販の最適化

販売戦略ごとに製品を分類しそれぞれの課題に対処するとともに、生販の連携をより強固にし、事業展開のスピードと収益力の向上を目指します。

②操業効率の向上と技術・研究開発

工場操業の効率化に向けたあらゆる施策に取り組むとともに、生産・開発と販売の連携をより一層強化し、徹底したコモディティ製品のコスト削減と新たな付加価値製品の創出に向けた技術向上を目指します。

③グローバル品質の推進

海外市場への拡大を目指し、海外法令に対応した品質の製品開発に取り組みます。

④業務システムの改善

お客様へのサービス向上を目指し、全社システムの横展開を含めた継続的な改善に取り組みます。

⑤人材育成及び柔軟な組織対応

事業環境の激しい変化への対応や海外展開を推進できる人材の育成に継続的に取り組みます。

⑥コーポレート・ガバナンス強化

企業の社会的責任を果すため、社員一人ひとりがコンプライアンスを徹底し、健全な業務遂行に努めます。

（注）　当社の連結子会社でありました共同商事株式会社は、平成29年３月24日付で清算し、連結子会社がなくなりましたので、当社は次期より単独決算会社となります。しかしながら、当社は引き続き関連会社等を含めたグループでの取組みを考慮した経営を進めることから、当社グループとしての中期経営計画を継続して推進しております。

⑶　設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資額は総額20億８千万円で、主なものは既設設備の更新及び製品品質向上に係る工事ほかに対するものであります。

当期末借入金総額は94億１千万円で、長期借入金の返済等により、前期末に比し36億円の減少となっております。当期は、増資又は社債の発行等による資金の調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区　　分	第93期 (平成26年３月期)	第94期 (平成27年３月期)	第95期 (平成28年３月期)	第96期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売　上　高（百万円）	60,393	56,234	55,350	50,596
経常利益（百万円）	1,648	874	1,025	2,563
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,230	617	736	1,977
１株当たり当期純利益（円）	50.01	25.09	29.92	80.38
１株当たり純資産額（円）	723.16	746.20	759.57	838.04
総　資　産（百万円）	41,783	42,291	43,258	41,947

（注）1. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。

2. 第93期は製紙各社の生産調整等により販売数量は減少したものの、販売価格の改定により、売上高は5.4％の増収となりましたが、円安等によるコストの増加分を吸収するまでには至らず経常利益は30.8％の減益となりました。

3. 第94期は消費税増税前の駆け込み需要による反動減や天候不順、ユーザーの在庫調整等により糖化製品の販売数量が減少したこと等から売上高は6.9％の減収となり、また生産数量減少による製造費用負担の増加等により、経常利益は47.0％の減益となりました。

4. 第95期は８月中旬前の猛暑や販売強化により清涼飲料向け糖化製品の販売数量が増加したものの、販売単価が下落したこと等から売上高は1.6％の減収となった一方で原料とうもろこし及び重油価格の下落による原材料コストが減少したこと等から経常利益は17.3％の増益となりました。

5. 第96期の状況については、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第93期 (平成26年３月期)	第94期 (平成27年３月期)	第95期 (平成28年３月期)	第96期(当期) (平成29年３月期)
売　上　高（百万円）	60,310	56,148	55,277	50,562
経常利益（百万円）	1,476	691	843	2,214
当期純利益（百万円）	1,075	469	557	1,752
１株当たり当期純利益(円)	43.72	19.09	22.66	71.25
１株当たり純資産額(円)	649.06	664.73	676.68	740.84
総　資　産（百万円）	39,688	39,780	40,868	39,321

（注）1. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。

2. 第93期は製紙各社の生産調整等により販売数量は減少したものの、販売価格の改定により、売上高は5.5％の増収となりました。しかし、円安等によるコストの増加分を吸収するまでには至らず経常利益は35.2％の減益となりました。

3. 第94期は消費税増税前の駆け込み需要による反動減や天候不順、ユーザーの在庫調整等により糖化製品の販売数量が減少したこと等から売上高は6.9％の減収となり、また生産数量減少による製造費用負担の増加等により、経常利益は53.2％の減益となりました。

4. 第95期は８月中旬前の猛暑や販売強化により清涼飲料向け糖化製品の販売数量が増加したものの、販売単価が下落したこと等から売上高は1.5％の減収となった一方で原料とうもろこし及び重油価格の下落による原材料コストが減少したこと等から経常利益は21.9％の増益となりました。

5. 第96期は９月初旬までの猛暑とその後の残暑等により販売数量が増加したものの、販売単価が下落したこと等から売上高は8.5％の減収となりましたが、原料及び燃料価格が低位で推移したことから経常利益は162.7％の増益となりました。

⑸　重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

当社の親会社は三菱商事株式会社で、同社は当社の株式を14,713千株（議決権比率59.94％）所有しております。また、三菱商事株式会社は当社製品の販売代理店であり、主要原料の仕入れ先でもあります。

②　親会社等との取引に関する事項

当社は親会社である三菱商事株式会社から原料とうもろこし等を購入しているほか、当社製品の販売代理店契約を締結しておりますが、取引条件等につきましては、一般的な取引と同様、市場価格等を参考に協議、交渉の上合理的に決定しており、特別な取引条件はありません。

なお、当社取締役会は、親会社との取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

③　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
共同商事株式会社	百万円 10	% 100	当社製品等の販売

（注）　上記連結子会社であった共同商事株式会社は、平成29年３月24日付にて清算しました。

⑹　主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社の企業集団は、当社、親会社、関連会社３社により構成され、とうもろこし等の加工製品及びその二次加工製品の製造販売を主な事業としております。

事業部門別の主たる製造品目は次のとおりです。

事業部門	主　要　製　品
澱　粉　部　門	コーンスターチ、ワキシースターチ、加工澱粉ほか
糖 化 品 部 門	ぶどう糖（結晶・液状）、コーンシラップ、水飴、異性化糖、難消化性グルカン（水溶性食物繊維）ほか
ファインケミカル部門	シクロデキストリン、輸液用糖質（結晶マルトース、局方ブドウ糖）ほか
副 産 物 部 門	コーンオイル、グルーテンフィード、グルーテンミールほか

⑺　主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

①　当社

本社　　本社（東京都千代田区）

営業所　　名古屋営業所（愛知県名古屋市）、大阪営業所（大阪府大阪市）、福岡営業所（福岡県福岡市）

研究所　　研究所（静岡県富士市）

工場　　富士工場（静岡県富士市）、水島工場（岡山県倉敷市）

⑻　主要な借入先（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	百万円 3,010
農林中央金庫	2,500

⑼　従業員の状況（平成29年３月31日現在）

①　当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
423名	12名減

（注）　従業員数は、就業人員を記載しております。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
423名	12名減	39歳１ヶ月	16年０ヶ月

（注）　従業員数は、就業人員を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 128,000千株

⑵ **発行済株式の総数** 32,000千株

⑶ **当期末株主数** 1,432名 （前期末比2名減）

⑷ **大株主**

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
三菱商事株式会社	14,713,000株	59.82%
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	1,354,000	5.51
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	1,169,000	4.75
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,149,000	4.67
三和澱粉工業株式会社	1,000,000	4.07
堀内運輸株式会社	510,000	2.07
堀内　篤	405,000	1.65
MSIP CLIENT SECURITIES	285,000	1.16
渡井　勲	145,000	0.59
日本食品化工従業員持株会	98,182	0.40

（注） 1. 当社は自己株式7,405,059株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. タワー投資顧問株式会社から平成27年３月２日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成27年２月27日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住　所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
タワー投資顧問株式会社	東京都港区芝大門一丁目２番18号	3,520	11.00

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	鈴　木　慎一郎	社長執行役員　内部監査担当
取　締　役	笹　森　建　彦	執行役員　総務・経理・情報システム担当　経理部長
取　締　役	後　藤　勝　司	
取　締　役	藤　田　佳　久	三菱商事株式会社　生活消費財本部製粉糖質部長 松谷化学工業株式会社　社外取締役 日東富士製粉株式会社　取締役 Asia Modified Starch Co.,Ltd. Director
取　締　役 (監査等委員)	村　松　隆　志	株式会社ジオコード　常勤監査役
取　締　役 (監査等委員)	田　辺　研一郎	中外合同法律事務所　弁護士
取　締　役 (監査等委員)	伊　藤　和　雄	三菱商事株式会社　理事生活産業グループ管理部長 日東富士製粉株式会社　取締役（監査等委員） 三菱食品株式会社　監査役

（注）1. 取締役（監査等委員）村松隆志および田辺研一郎の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２にいう独立役員であります。

2. 取締役（監査等委員）伊藤和雄氏は、大手商社の管理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 当社は監査等委員会の職務を補助する使用人として、執行役員と同執行役員付の専任者を置き、委員会の指揮命令に基づき監査業務のサポートを行うことで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

4. 当社は平成28年６月28日開催の第95期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役山本幹男、神毅及び伊藤和雄の各氏は任期満了により退任し、このうち伊藤和雄氏が取締役（監査等委員）に就任しております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は、鈴木章久（業務・調達・技術・品質保証担当）、刀禰館次郎（コモディティ事業・プロダクツ事業・経営企画担当、経営企画室長）、首藤望（営業担当）、戸塚篤史（新素材事業推進・研究・生産担当、富士工場長）及び堀哲二（監査等委員会担当）の５名であります。

6. 当社と藤田佳久、村松隆志、田辺研一郎、伊藤和雄の各氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額以上の額としております。なお、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 監査等委員会設置会社移行前

区　分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	4名	百万円 23
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	7 (1)
合計 (うち社外役員)	7名 (2名)	30 (1)

(注) 1. 上記表には、平成28年６月28日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役３名（うち社外監査役２名）を含めております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成21年６月26日開催の第88期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額250百万円以内、監査役の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記表の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額（取締役３名に対し２百万円、監査役１名に対し0.6百万円）が含まれております。
5. 社外役員が、当社親会社又は当社親会社の子会社（当社を除く）から当事業年度において、役員として受けた報酬等の総額は２百万円であります。

② 監査等委員会設置会社移行後

区　分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	4名	百万円 40
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3名 (2名)	9 (9)
合計 (うち社外取締役)	7名 (2名)	50 (9)

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成28年６月28日開催の第95期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額230百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額を年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記表の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額（取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名に対し２百万円）が含まれております。
4. 上記表のほか、使用人兼務取締役（２名）の使用人分給与（賞与引当金の繰入額を含む）を25百万円支払っております。

⑶　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

氏　　名	重要な兼職の状況
村　松　隆　志	株式会社ジオコード　常勤監査役
田　辺　研一郎	中外合同法律事務所　弁護士

②　社外役員の主な活動状況

氏　　名	地　位	主な活動状況
村　松　隆　志	社外取締役 (監査等委員)	平成28年６月に就任後開催の取締役会８回のうち８回に、また監査等委員会９回のうち９回に出席し、必要に応じて経営者および監査役としての豊富な経験と幅広い知識に基づき発言を行っております。
田　辺　研一郎	社外取締役 (監査等委員)	平成28年６月に就任後開催の取締役会８回のうち８回に、また監査等委員会９回のうち９回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注)　上記のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づく電磁的記録による取締役会決議を１回行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人　トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	33百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	33百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額が合理的なものであると判断し、会社法第399条の同意を行いました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、当社からの独立性その他の評価基準に従い、監査活動の適切性、妥当性を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出される会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制の決議の内容

当社は取締役会において業務の適正を確保するための体制について次のとおり決議しております。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①複数の社外取締役の選任と執行役員制度を通じて、監督と職務の執行の分離を行うとともに、取締役会の監督機能の強化を図る。

②法令、定款及び社内規程を順守し、社会倫理に適合する誠実な行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、職務遂行にあたり順守すべき基本的事項を定めた「役職員行動規範」を堅持し、取締役及び使用人への周知を図る。

③コンプライアンスオフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する重要事項の審議及び法令順守体制の整備、見直し並びに維持を行う。

④内部監査室によるモニタリング及び内部通報制度の導入により、コンプライアンス違反を早期に発見し、適切な是正措置及び再発防止策を講じる。

⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、各自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例に従い毅然とした態度で対応する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び関係規程に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理させる。

②上記情報の保存及び管理は、取締役が常時閲覧可能な状態で行う。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①各リスクの管理責任者が、事業活動に伴うリスクを洗い出し、分析及び対応策を策定するとともに、リスク管理委員会を設置し、全社的なレベルから分析の上、その対応策を整備する。

②重大な危機が発生した場合は、危機対策本部を設置し、危機管理マニュアルに従い適切に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、業務執行の決定の一部を取締役に委任する。また、権限に関する規程に基づき、執行役員を含む使用人への権限委譲を行うことで、効率的な職務執行を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①親会社との取引の実施及び取引の条件等については、特に公正性及び合理性に留意して職務執行を行い、定期的にそれが保持されていることを確認する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

①監査等委員会の職務を補助する使用人（以下、補助使用人という）として、監査等委員会担当執行役員及び同役員付の専任者を置く。

②監査等委員会が職務の執行に必要と認めた場合、上記以外の者を補助使用人として設置する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

①補助使用人の人選、異動、評価、処遇等の実施にあたり、監査等委員会の同意を得る。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①補助使用人は、監査等委員会の職務の補助をするにあたり、監査等委員会の指揮命令に基づき職務を行い、監査等委員以外の取締役及び使用人からの指揮命令を受けない。

②補助使用人の人選に際し、監査等の実効性の確保の観点から、その経験、知識、能力等を考慮する。

(9) 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会へ報告するための体制

①取締役及び使用人は、法定事項その他の定められた監査等委員会への報告を適時に実施するとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。

②取締役及び使用人より内部通報制度に基づき通報があったときは、遅滞なく監査等委員会にその内容を報告する。

⑽　監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①監査等委員会に報告した者に対して、報告したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

②内部通報制度によって通報した者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いを行わないことを定め、周知するとともに適切に運用する。

⑾　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用やその前払等の請求があったときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じる。

②緊急又は臨時に支出した費用、外部専門家の助言を受けるための費用及びその役割・責務に対する理解を深めるための知識の習得・更新のための研修費用等について請求があった場合にも適切に対処する。

⑿　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会が選定する監査等委員（以下、選定監査等委員という）は、必要があると認めたときは、執行役員会他の重要な会議に出席することができる。

②選定監査等委員は、稟議書他の業務執行に係る重要な文書をいつでも閲覧することができるとともに、必要があると認めたときは、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

③監査等委員会又は監査等委員が、取締役、使用人及び会計監査人と定期的に情報交換できる機会を確保する。

④監査等委員会の監査等基準及び監査計画を尊重し、監査が円滑に実施できる環境の整備に協力する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は監査等委員会設置会社への移行に伴い、平成28年６月28日開催の取締役会で監査等委員会の職務の執行に必要な事項を含む業務の適正を確保するための体制について決議しておりますが、その運用状況の概要は以下のとおりであります。

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内研修等を通じて「役職員行動規範」等の社内規程の使用人への周知徹底を図るとともに、内部統制システムについて内部監査室によるモニタリングを計画的に実施し、必要に応じて是正措置及び再発防止策を講じました。また、コンプライアンス委員会を開催し、各部署における法令遵守状況やコンプライアンス教育の実施状況等について確認しました。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

内部監査室のモニタリングにより、取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る情報が社内規程に従って適切に保存及び管理されていることを確認しました。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を開催し、事業活動に伴う各種リスクの管理状況及び新たなリスクへの対応方針等について確認しました。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査等委員会設置会社移行後、取締役会決議によって重要な業務執行の一部を取締役に委任し、効率的な意思決定を行っております。また、当事業年度に開催された10回の取締役会において、経営上の重要な案件についての審議や、各取締役が管掌する職務の遂行状況の報告を行いました。

⑸　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

役職員の子会社への取締役や監査役の派遣等を通じて、子会社の業務執行、リスク管理及び法令、社内規程等の順守について監督、指導しました。

⑹　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、専任者２名を配置しております。

⑺　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は監査等委員以外の取締役や使用人の指揮命令を受けない立場にあり、また同使用人の処遇や評価については監査等委員会の同意を得ております。

⑻　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、実効性確保の観点から知識・経験等を考慮して人選され、監査等委員会の同意を得ております。

⑼　当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会へ報告するための体制

監査等委員会は内部監査室から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、取締役、補助使用人が定期的及び随時に監査等委員会への報告を行っております。

また、内部監査室のモニタリングにより、内部通報制度が適切に運用されていることを確認しました。

⑽　監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告した者に対し、報告したことを理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止する旨を含む「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議し、イントラネットを通じて社内に周知しております。

⑾　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に必要な事務は監査等委員会事務局が担当し、監査等委員会の請求に応じて速やかに費用または債務の処理を行っております。

⒀　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

選定監査等委員は必要に応じて執行役員会等の重要会議に出席し、質問、意見陳述を行う他、重要会議の議事録等の閲覧を行っております。また、監査等委員会と取締役、その他の役職員及び会計監査人との情報の共有、意見を交換できるよう、定期的な会合を設けるとともに、内部監査室と連携し、監査業務が円滑に実施されております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**25,572**	**流動負債**	**11,629**
現金及び預金	1,047	支払手形及び買掛金	2,003
受取手形及び売掛金	11,862	短期借入金	3,610
電子記録債権	102	未払金	4,017
商品及び製品	3,274	未払法人税等	542
仕掛品	1,935	賞与引当金	1,107
原材料及び貯蔵品	2,528	役員賞与引当金	14
繰延税金資産	476	その他	334
短期貸付金	4,000	**固定負債**	**9,706**
その他	345	長期借入金	5,800
固定資産	**16,375**	退職給付に係る負債	3,604
有形固定資産	**11,600**	資産除去債務	231
建物及び構築物	3,348	その他	69
機械装置及び運搬具	5,244	**負債合計**	**21,336**
工具、器具及び備品	217	**純資産の部**	
土地	1,862	科目	金額
リース資産	100	**株主資本**	**20,640**
建設仮勘定	827	資本金	1,600
無形固定資産	**311**	資本剰余金	328
投資その他の資産	**4,462**	利益剰余金	20,859
投資有価証券	3,551	自己株式	△2,147
長期貸付金	4	**その他の包括利益累計額**	**△28**
繰延税金資産	736	その他有価証券評価差額金	99
その他	173	繰延ヘッジ損益	△49
貸倒引当金	△3	為替換算調整勘定	84
		退職給付に係る調整累計額	△163
資産合計	**41,947**	**純資産合計**	**20,611**
		負債・純資産合計	**41,947**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

項目	金額	
売上高		50,596
売上原価		40,215
売上総利益		**10,380**
販売費及び一般管理費		8,351
営業利益		**2,029**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	51	
持分法による投資利益	520	
為替差益	81	
受取ロイヤリティー	59	
受取保険金	15	
その他	45	774
営業外費用		
支払利息	109	
固定資産除却損	119	
その他	10	240
経常利益		**2,563**
特別利益		
投資有価証券売却益	77	77
特別損失		
投資有価証券売却損	1	1
税金等調整前当期純利益		**2,639**
法人税、住民税及び事業税	678	
法人税等調整額	△15	662
当期純利益		**1,977**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,977**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,600	328	19,054	△2,146	18,835
当期変動額					
剰余金の配当			△172		△172
親会社株主に帰属する当期純利益			1,977		1,977
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,804	△0	1,804
当期末残高	1,600	328	20,859	△2,147	20,640

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	128	△76	39	△244	△153	18,682
当期変動額						
剰余金の配当						△172
親会社株主に帰属する当期純利益						1,977
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△28	27	44	81	124	124
当期変動額合計	△28	27	44	81	124	1,928
当期末残高	99	△49	84	△163	△28	20,611

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**25,572**	**流動負債**	**11,630**
現金及び預金	1,047	買掛金	2,003
売掛金	11,862	短期借入金	3,610
電子記録債権	102	未払金	4,017
商品及び製品	3,274	未払法人税等	542
仕掛品	1,935	賞与引当金	1,107
原材料及び貯蔵品	2,528	役員賞与引当金	14
繰延税金資産	476	資産除去債務	38
短期貸付金	4,000	その他	296
その他	345	**固定負債**	**9,470**
固定資産	**13,749**	長期借入金	5,800
有形固定資産	**11,600**	退職給付引当金	3,369
建物	2,945	資産除去債務	231
構築物	402	その他	69
機械及び装置	5,232	**負債合計**	**21,100**
車両及び運搬具	11	**純資産の部**	
工具器具及び備品	217	科目	金額
土地	1,862	**株主資本**	**18,171**
リース資産	100	**資本金**	**1,600**
建設仮勘定	827	**資本剰余金**	**327**
無形固定資産	**311**	資本準備金	327
借地権	45	その他資本剰余金	0
ソフトウェア	198	**利益剰余金**	**18,391**
その他	67	利益準備金	400
投資その他の資産	**1,837**	その他利益剰余金	17,991
投資有価証券	393	建物圧縮積立金	187
関係会社株式	371	構築物圧縮積立金	1
繰延税金資産	897	機械装置圧縮積立金	0
その他	178	土地圧縮積立金	113
貸倒引当金	△3	別途積立金	7,000
		繰越利益剰余金	10,688
		自己株式	**△2,147**
		評価・換算差額等	**48**
		その他有価証券評価差額金	**98**
		繰延ヘッジ損益	**△49**
		純資産合計	**18,220**
資産合計	**39,321**	**負債・純資産合計**	**39,321**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

項　　目	金　額	
売　上　高		50,562
売　上　原　価		40,192
売　上　総　利　益		**10,370**
販売費及び一般管理費		8,333
営　業　利　益		**2,036**
営　業　外　収　益		
受　取　配　当　金	214	
為　替　差　益	81	
そ　の　他	120	416
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	109	
固　定　資　産　除　却　損	119	
そ　の　他	8	238
経　常　利　益		**2,214**
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	77	
子　会　社　清　算　益	89	166
特　別　損　失		
投資有価証券売却損	1	1
税引前当期純利益		**2,380**
法人税、住民税及び事業税	678	
法　人　税　等　調　整　額	△50	627
当　期　純　利　益		**1,752**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 建物圧縮積立金
当期首残高	1,600	327	0	327	400	200
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
その他利益剰余金の取崩						△12
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△12
当期末残高	1,600	327	0	327	400	187

（単位：百万円）

	株主資本					
	利益剰余金					
	その他利益剰余金					利益剰余金合計
	構築物圧縮積立金	機械装置圧縮積立金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1	0	113	7,000	9,095	16,811
当期変動額						
剰余金の配当					△172	△172
当期純利益					1,752	1,752
自己株式の取得						
その他利益剰余金の取崩	△0				12	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
当期変動額合計	△0	—	—	—	1,593	1,580
当期末残高	1	0	113	7,000	10,688	18,391

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,146	16,592	127	△76	51	16,643
当期変動額						
剰余金の配当		△172				△172
当期純利益		1,752				1,752
自己株式の取得	△0	△0				△0
その他利益剰余金の取崩						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△29	26	△2	△2
当期変動額合計	△0	1,579	△29	26	△2	1,577
当期末残高	△2,147	18,171	98	△49	48	18,220

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月15日

日本食品化工株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　峯　　敬	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　坂　上　藤　継	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本食品化工株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本食品化工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月15日

日本食品化工株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　峯　　敬　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂　上　藤　継　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本食品化工株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、平成28年4月1日から平成28年6月28日開催の定時株主総会終結時までの監査については、当時の各監査役が実施した監査結果を引継ぎ、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月29日

日本食品化工株式会社　監査等委員会

監査等委員　村　松　隆　志　㊞

監査等委員　田　辺　研一郎　㊞

監査等委員　伊　藤　和　雄　㊞

(注)　監査等委員村松隆志及び田辺研一郎は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第96期の期末配当につきましては、当社の配当方針が企業価値の継続的な向上と企業体質の更なる強化を目指しつつ、連結配当性向30％を目安としていることから、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金24円　総額590,278,584円

⑶　剰余金の配当が効力を生ずる日
　　平成29年６月29日

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月１日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社においてもこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更するともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（５万円以上50万円未満）に調整することを目的として、当社株式について５株を１株とする株式併合を行うものであります。

２．併合する株式の種類及び割合

第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社普通株式について、５株を１株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

３．併合の効力発生日

平成29年10月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

25,600,000株

５．その他

その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（注）　株式併合により、発行済株式総数が５分の１に減少することとなりますが、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主様がご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

第３号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

⑴　第２号議案「株式併合の件」が原案どおり可決されることを条件として、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに株式併合を実施し、株式併合による当社発行済株式数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第５条（発行可能株式総数）及び第７条（単元株式数）の変更を行うものであります。

⑵　当社では、平成22年に執行役員制度を導入し、また、平成28年には監査等委員会設置会社に移行し、執行役員による業務執行とそれを監督する取締役会の機能とを分離するとともに、取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性と効率性の確保を図ってきました。
今般、上述のコーポレート・ガバナンス体制が十分に機能していることを受け、定款上においても、業務執行の最高責任者である社長は、執行役員の役位であることを規定するため、取締役及び執行役員に関する規定並びにその他関連する規定につき、変更を行うものであります。

⑶　上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示す）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数） 第５条　本会社の発行可能株式総数は<u>12,800万株</u>とする。	（発行可能株式総数） 第５条　本会社の発行可能株式総数は<u>2,560万株</u>とする。
（自己株式の取得） 第６条　（条文省略）	（自己株式の取得） 第６条　（現行どおり）
（単元株式数） 第７条　本会社の１単元の株式数は<u>1,000株</u>とする。	（単元株式数） 第７条　本会社の１単元の株式数は<u>100株</u>とする。
第８条～第11条　（条文省略）	第８条～第11条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（基準日） 第12条　（条文省略） （2）前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	（基準日） 第12条　（現行どおり） （2）前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集） 第13条　（条文省略） （2）株主総会は法令に別段の定めある場合を除いては取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。	（招集） 第13条　（現行どおり） （2）株主総会は法令に別段の定めある場合を除いては取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集する。ただし、代表取締役が複数の場合は、代表取締役のうち、予め取締役会の定めた者が招集する。 （3）前項の代表取締役に事故あるときは予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。
（新設）	
（議長） 第14条　総会の議長は取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。	（議長） 第14条　総会の議長は代表取締役がこれに当る。ただし、代表取締役が複数の場合は、代表取締役のうち、予め取締役会の定めた者がこれに当る。 （2）前項の代表取締役に事故あるときは予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。
（新設）	
第15条～第18条　（条文省略）	第15条～第18条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第19条～第22条　（条文省略）	第19条～第22条　（現行どおり）
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第23条　（条文省略） （2）（条文省略） （3）取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長１名を選定する。また、取締役会長１名を選定することができる。	第23条　（現行どおり） （2）（現行どおり） （3）取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長１名を選定することができる。

現行定款	変更案
第24条～第31条　（条文省略）	第24条～第31条　（現行どおり）
（新設）	（執行役員） 第32条　本会社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させる。 (2) 取締役会の決議によって、執行役員の中から社長１名を選定する。
第５章　監査等委員会	第５章　監査等委員会
第32条～第36条　（条文省略）	第33条～第37条　（現行どおり）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第37条～第39条　（条文省略）	第38条～第40条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算	第７章　計算
第41条～第43条　（条文省略）	第42条～第44条　（現行どおり）
（新設）	附　則 第１条　第５条および第７条の変更は、平成29年10月１日をもって効力を生じるものとする。なお、本付則は、平成29年10月１日をもって削除する。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社定款の定めにより、本定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の任期が満了いたしますので、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	鈴木慎一郎（すずき しんいちろう） （昭和30年10月５日生）	昭和54年４月　三菱商事株式会社入社 平成14年３月　California Oils Corporation社長、CEO 平成18年４月　三菱商事株式会社食糧本部オイルシードユニットマネージャー 平成20年４月　同社農水産本部油脂ユニットマネージャー 平成21年５月　Indiana Packers Corporation会長兼CEO 平成24年５月　三菱商事株式会社農水産本部戦略企画室長 平成24年６月　当社取締役 平成25年４月　当社取締役　副社長執行役員 平成25年６月　当社代表取締役　社長執行役員 内部監査担当役員（現在）	0株
	【取締役候補者とした理由】 鈴木慎一郎氏は、大手商社での豊富な経験と幅広い知識に加え、当社の経営全般に関する幅広い知見を有し、また平成25年６月より当社代表取締役を務めており、これらの豊富な経験と知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※2	伊藤和雄 (昭和36年1月7日生)	昭和58年4月　三菱商事株式会社入社 平成15年5月　同社化学品グループコントロールオフィス 平成18年3月　同社化学品グループコントローラー 平成20年4月　欧州三菱商事会社出向兼欧阿中東CIS統括付 平成23年4月　三菱商事株式会社コーポレート担当役員補佐 平成25年4月　三菱商事フィナンシャルサービス株式会社　代表取締役社長 平成27年4月　三菱商事株式会社生活産業グループ管理部長 平成27年6月　当社監査役 平成28年4月　三菱商事株式会社理事　生活産業グループ管理部長 平成28年6月　当社監査等委員である取締役（現在）	0株
	【取締役候補者とした理由】 伊藤和雄氏は、大手商社での豊富な経験と幅広い知識に加え、当社の経営全般並びに財務及び会計に関する幅広い知見を有しており、これらの豊富な経験と知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、取締役候補者としました。		
※3	鈴木章久 (昭和34年1月10日生)	昭和56年4月　当社入社 平成18年6月　当社工務部長 平成20年4月　当社業務部長 平成24年6月　当社技術部長 平成24年7月　当社参与　技術部長 平成25年6月　当社執行役員　技術・品質保証担当 平成26年6月　当社執行役員　業務・調達・技術担当 平成28年6月　当社執行役員　業務・調達・技術・品質保証担当 平成29年4月　当社執行役員　業務・調達・技術担当（現在）	5,000株
	【取締役候補者とした理由】 鈴木章久氏は、当社生産技術・業務部門における長年の経験と幅広い知識に加え、当社の経営全般及び技術に関する幅広い知見を有しており、これらの経験と知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	藤田佳久（ふじたよしひさ） (昭和38年７月15日生)	昭和61年４月　三菱商事株式会社入社 平成15年４月　同社飼料ユニット総括マネージャー 平成16年４月　当社経営企画室長 平成17年６月　当社取締役　経営企画室長　九州担当役員 平成19年６月　三菱商事株式会社澱粉・ビールユニット総括マネージャー 平成20年４月　同社糖質ユニット澱粉・ビールチームリーダー 平成22年５月　Asia Modified Starch Co., Ltd. 社長 平成26年４月　三菱商事株式会社生活原料本部糖質部長 平成26年６月　当社取締役（現在） 平成28年４月　三菱商事株式会社生活消費財本部製粉糖質部長（現在） （重要な兼職の状況） 松谷化学工業株式会社　社外取締役 日東富士製粉株式会社　取締役 Asia Modified Starch Co., Ltd.　Director	0株
	【取締役候補者とした理由】 藤田佳久氏は、大手商社における豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社経営の透明性や客観性の向上、並びにコーポレート・ガバナンスの強化、充実のために必要な指摘や助言を期待し、引き続き取締役候補者としました。		

（注）1. ※印は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 鈴木慎一郎、伊藤和雄及び藤田佳久の各氏は、現在及び過去５年間において当社の親会社である三菱商事株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 松谷化学工業株式会社及び日東富士製粉株式会社は当社製品の取引先であります。
5. Asia Modified Starch Co., Ltd.は当社の持分法適用関連会社であります。
6. 当社は、藤田佳久氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当社は責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額以上の額としております。なお、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定しております。

7. 監査等委員会の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任及び報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。
監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定は適切な手続きで実施され、選定された各候補者は、第96期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）の職務執行状況、業績及び経歴等を評価した結果、取締役として適任であると判断しております。また、監査等委員会は、第96期の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について検討した結果、報酬体系や各取締役の報酬等はそれぞれの職責と業績にふさわしい水準で妥当であると判断しております。

第５号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役伊藤和雄氏が辞任されますので、監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ 嶋津吉裕（しまづよしひろ） (昭和43年８月10日生)	平成３年４月　三菱商事株式会社入社 平成21年４月　同社主計部予・決算管理チームリーダー 平成23年６月　同社東アジア統括付兼三菱商事（中国）商業有限公司出向財務審査信息部長兼内部統制推進部長 平成25年７月　三菱商事（中国）有限公司出向　薫事CFO兼三菱商事（上海）有限公司出向薫事CFO兼副総経理兼三菱商事株式会社東アジア統括付 平成28年３月　三菱商事株式会社経営企画部ポートフォリオ戦略室長 平成29年４月　同社生活産業グループ管理部長（現在）	0株

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

嶋津吉裕氏につきましては、大手商社の管理部門における長年の経験があり、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者としました。

（注）1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 嶋津吉裕氏は、現在及び過去５年間において当社の親会社である三菱商事株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 嶋津吉裕氏は、平成29年６月開催の日東富士製粉株式会社の定時株主総会日付で同社監査等委員である取締役に、また、平成29年６月開催の三菱食品株式会社の定時株主総会日付で同社監査役に就任する予定であります。
5. 日東富士製粉株式会社及び三菱食品株式会社は当社製品の取引先であります。
6. 嶋津吉裕氏が選任された場合には、当社と嶋津吉裕氏とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額以上の額としております。なお、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定しております。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

会　　場　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ガラス棟４階「Ｇ４０９会議室」
☎（03）3212－9111（当社本社）
☎（03）5221－9000（東京国際フォーラム）

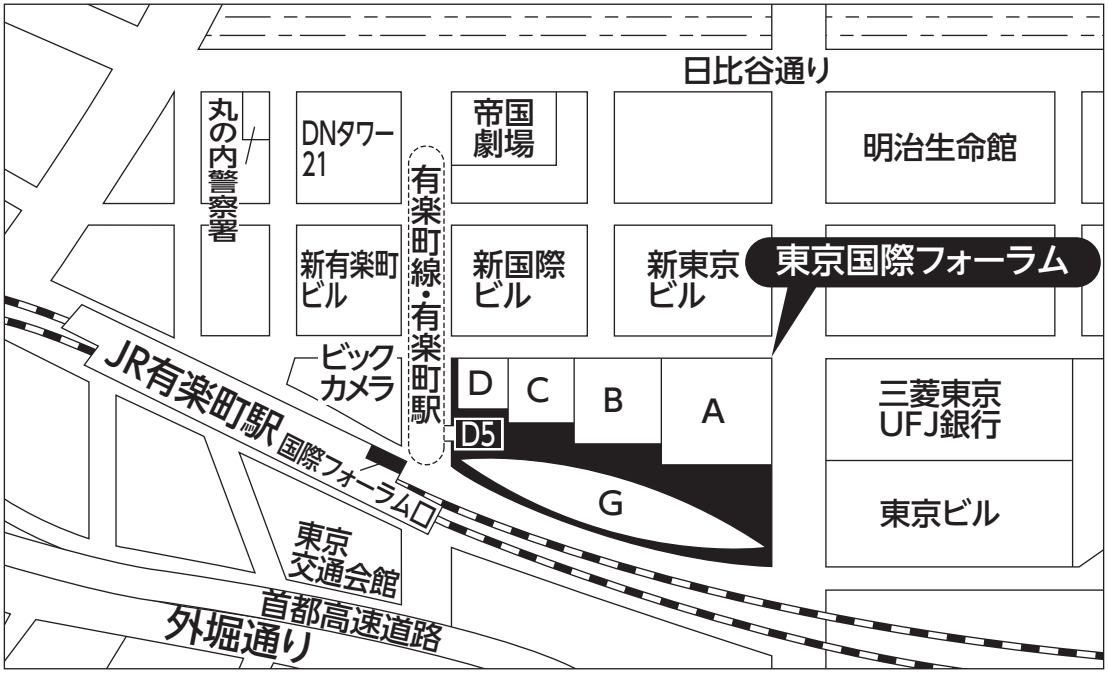

交通●ＪＲ線　有楽町駅より徒歩１分（国際フォーラム口）
●地下鉄　有楽町線有楽町駅より徒歩３分（Ｄ５出口から地下コンコースにて連絡）

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。